

# 人事行政の運営状況をお知らせします

市職員の給与や定員管理の状況などを市民の皆さんによりいっそう理解していただくため、地方公務員法・市の条例の規定に基づき、毎年その状況を公表しています。なお公表内容は、特段の説明がない限り一般職の正規職員の状況となっています。

## 採用・退職、職員数の状況

### (1) 採用・退職の状況

単位：人

	一般行政職	専門職	医師	看護職	医療技術職	技能労務職	任期付研究員	合計
退職(25.4.1～26.3.31)	19	11	15	30	3	4	1	83
採用(25.4.2～26.4.1)	24	6	17	23	11	0	1	82

※一般行政職：事務職、技師(土木、建築等)

専門職：保健師、保育士、介護員、教諭等

医療技術職：薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、管理栄養士、作業療法士、言語聴覚士その他の病院勤務職

技能労務職：調理員等

### (2) 職員数の状況

26年4月1日現在の普通会計職員数は、前年比△1人(0.1%)減となっています。その他会計職員数は、前年比2人(0.2%)増となっており、主に病院機能充実のため医療職職員の採用を増やしたことによるものです。

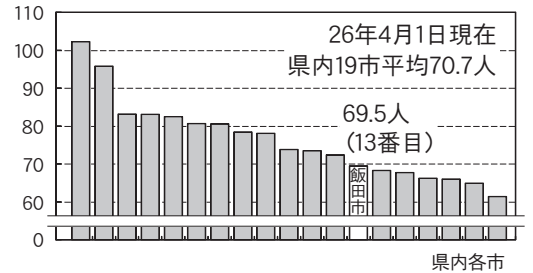
	H17.10.1	H25.4.1	H26.4.1	対前年増減数
普通会計	(人) 758	730	729	△1
その他	680	778	780	2

※職員数は、一般職(教育長除く)の職員数です。

### (3) 職員数の県内他市との比較

26年4月1日現在の市民1万人あたりの普通会計職員数は69.5人であり、県内19市との比較では少ないほうから7番目となっています。19市の平均は70.7人であり、当市の人口規模である約10万人に換算して比較すると、飯田市の職員数の水準は平均を12人下回っています。

#### 市民1万人あたり職員数



### (4) 定員適正化計画(6次)の進捗状況

#### ○計画の概要(計画期間:23年4月1日～29年4月1日)

23年4月1日現在の総職員数820人(市立病院及び介護老人保健施設を除く。)を29年4月1日時点で800人以下(△2.4%)とするものです。

#### ○進捗状況

26年4月1日現在の実職員数は810人であり、計画の起点となる23年4月1日現在の820人に比べて△10人(△1.2%)の削減をしました。

## 職員給与の状況

### (1) 人件費の状況(各年度普通会計決算)

	職員数	職員給与費				(参考) 一般行政職の平均給料月額
		給料(基本給)	諸手当	期末・勤勉手当	計	
25年度	730人	2,661,466千円	485,773千円	944,417千円	4,091,656千円	326,000円
24年度	732人	2,688,716千円	453,916千円	949,836千円	4,092,468千円	327,500円

※諸手当は、扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当などであり、退職手当は含みません。職員数は各年4月1日現在。

### (2) 職員手当の状況(26年4月1日現在の制度)

#### ① 月額支給手当

項目	説明	国との制度の異同
扶養手当	扶養親族のある職員に支給されます。	同じ
住居手当	借家または借間に居住し、一定額を超える家賃を支払っている職員に支給されます。	同じ
通勤手当	通勤のために公共交通機関または交通用具等を利用して通勤する職員に支給されます。	同じ





## (2) 休暇・休業の状況

休暇等の種類	概要・付与日数等	取得状況等(25.1.1~25.12.31)
年次休暇(有給)	1年につき20日付与 ※翌年に限り繰越可能(最大20日)	平均取得日数6.6日(消化率17.4%)
療養休暇(有給)	負傷又は疾病のため、療養する必要がある場合に認められる休暇 療養に要する期間を付与(疾病等の種類により最大90日/180日)	1週間を超える療養休暇取得者 延べ65人
特別休暇(有給)	結婚、産前産後、忌引など特別な事由がある場合に認められる休暇 休暇の種類により異なる期間を付与	代表的な産前産後休暇の取得者 延べ82人
介護休暇(無給)	日常生活に支障がある特定の家族を介護する場合に認められる休暇 連続する6月の期間内において必要と認められる期間を付与	0人
組合休暇(無給)	職員団体の業務に従事する場合に認められる休暇 1年につき30日以内で付与	0人
育児休業(無給)	3歳に満たない子を養育する場合に承認される休業	延べ42人

※療養休暇、産前産後休暇、介護休暇、育児休業の取得状況は、期間内に休暇等を開始した職員の延べ人数となっています。

## 分限処分・懲戒処分等の状況

種類	概要	処分件数等(25年度)
分限処分	職員が重い病気など一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合や廃職・過員などが生じた場合に、本人の意に反してその身分に不利な変動をもたらす処分です。	分限処分11件 (免職0、休職11、降任0、降給0)
懲戒処分・矯正措置	懲戒処分は職員の義務違反に対する道義的責任を問う制裁処分です。この懲戒処分とは別に、訓告や口頭厳重注意などの矯正措置があります。	懲戒処分3件 (免職0、停職0、減給1、戒告2) 訓告等 7件

※処分件数は職員の延べ人数となっています。

## サービスの状況

市の職員には服務上の義務が地方公務員法によって規定されています。主な義務は右のとおりです。

なお、職務専念義務と営利企業等への従事制限については、条例規則等で定める一定の条件のもと、免除または許可を行う場合があります。

服務上の義務(地方公務員法)	職務専念義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等への従事制限
上記義務に対する違反(25年度)	5件

## 福祉および利益の保護の状況

### (1) 福利厚生制度の状況(25年度)

職員の健康管理	普通会計決算額 17,267千円(前年度 16,682千円)	受診者	受診者
		1 人間ドック 835人	4 婦人科検診 414人
		2 定期健康診断 1,493人	5 歯科検診 1人
		3 健康診断結果による保健指導 46人	6 メンタルヘルス対策(研修) 131人
		※受診者には一部、臨時非常勤職員を含みます。	
	職員の健康管理事業は、地方公務員法や労働安全衛生法などの規定に基づき実施するものです。上記の事業は、事業主の一部負担(市費)のほか、職員共済会、共済組合(公務員が加入する健康保険)、職員の個人負担などにより実施しています。		
職員共済会への補助	普通会計決算額 9,505千円(前年度 9,538千円)	市が地方公務員法の規定により事業主として行うべき厚生事業の一部を、条例に基づき設置している職員の互助組織(飯田市では「職員共済会」といいます)に実施させており、それに要する費用の一部を職員共済会に対し補助しています。	
	主な職員共済会事業: 相互扶助事業、福利厚生事業、体育事業、健康管理事業		

### (2) 公務災害の状況

市の職員が公務上、死亡したり、負傷または疾病にかかったり、またはその結果で障害が残った場合には、公務災害補償(民間の労働災害保険にあたるもの)が行われます。

公務災害補償の請求件数(25年度)
4件

## 公平委員会の報告事項

市の職員は労働基本権が制限されているため、その代償的措置として、公平委員会に対して勤務条件に対する措置要求や不利益処分に対する不服申立てできる制度が用意されています。25年度は、措置要求、不服申立ともにありませんでした。